

鳥取県立境港総合技術高等学校臨時的任用職員（船舶乗組員） 採用試験募集要項

鳥取県立境港総合技術高等学校

〒684-0043 鳥取県境港市竹内町9 2 5

電話：(0859)45-0411 ファクシミリ：(0859)45-0413

<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>

1 募集内容等

| | |
|---------------|---|
| 募集する職及び採用予定者数 | 臨時的任用職員（船舶乗組員） 甲板員 1名 |
| 任用予定期間 | 令和5年4月1日(予定)から令和5年9月30日まで (任用期間が更新される場合があります。) |
| 勤務場所 | 鳥取県立境港総合技術高等学校練習船 若鳥丸 (停泊中勤務箇所 鳥取県境港市竹内岸壁) |
| 職務内容 | 甲板部業務 甲板長の指示により主に以下の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体手入れなど甲板作業に関する事 ・ 航海中、停泊中の船体保守、整備に関する事 ・ 停泊当直に勤務し、その業務に関する事 ・ 実習生の実習指導に関する事 ・ 県民の体験航海における乗船者対応に関する事 ・ 出入港作業に関する事 〈長期航海実習〉 令和5年6月10日(土)から令和5年7月9日(日)まで 実習海域：東シナ海、日本海、太平洋、瀬戸内海 (任用期間更新の場合は国際航海実習(10/23~11/27)あり) ※予定 |
| 受験資格 | (1) 年齢、性別を問いません。 (2) 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する人)は受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。 |

2 募集期間 令和5年2月24日(金)から令和5年3月10日(金)まで【必着】

3 受験申込手続

- (1) 提出書類 採用試験申込書(指定様式)
- (2) 提出方法 3月10日(金)までに境港総合技術高等学校事務室へ持参又は郵送すること。
(郵送の場合、封筒の表に「採用試験申込書」と朱書してください。)
- (3) 受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

